

神戸市幼稚園等預かり保育利用料軽減補助制度について

1. 概要

この制度は、神戸市内の幼稚園及び認定こども園に在籍する園児が、保護者の就労等により保育を必要とする場合に、通常の教育時間を超えて預かり保育を利用した際に、その費用の一部又は全部を市が間接的に負担する補助制度です。

2. 対象児童の要件

以下の①から④を全て満たしていること。

- ① 保育を必要とする事由（2号認定相当※求職活動中を除く）で預かりを利用すること
- ② 3歳児クラスの児童であること（H27.4.2～H28.4.1生まれの児童であること）
- ③ 神戸市内に住民登録を有すること
- ④ 平成30年度の市民税所得割課税額が119,000円以下の世帯であること

※市民税所得割課税額を計算する場合には、寄附金税額控除・外国税額控除・配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除・配当控除・住宅借入金等特別税額控除は適用しません。

※平成30年度より、政令指定都市では、市民税・県民税の所得割の税率割合が変更されていますが、判定基礎となる所得割額は変更前の税率（6%）で算定します。

3. 補助上限額

一人当たり月額1万円を上限に補助

4. 対象期間

平成31年4月1日から平成31年9月30日

※平成31年10月からは幼児教育・保育の無償化による給付対象

（幼児教育・保育の無償化と本制度では、補助対象や補助額が異なります。）

5. 対象施設

認定こども園（1号）、新制度幼稚園（公立含む）、私学助成幼稚園

※いずれも神戸市内の園に限る

6. 申請時に必要な書類

《全ての方に提出していただく書類》

補助対象認定調書

《申請児童の状況に応じて必要な書類》

ケース1：区役所に保育利用申し込みをしている

【必要書類】

2号認定の支給認定通知書（写）

※紛失している場合は、その旨を預かり保育利用園に申し出てください。

※補助対象の階層はA～C、D1、D2#、D2、D3#までです。ご注意ください。

※2号認定通知書発行前に、1号認定を受けて幼稚園や認定こども園を利用している場合は、その旨を預かり保育利用園に申し出てください。

ケース2：保育利用申し込みをせず1号認定を受けて幼稚園又は認定こども園を利用している

【必要書類】

- ① 保育の必要性を証明する書類^{*1}
- ② 1号認定の支給認定通知書（写）

※紛失している場合は、その旨を預かり保育利用園に申し出てください。

※補助対象の階層は1A1、1A2、1B1、1B2、1C1までです。ご注意ください。

ケース3：ケース1及び2に該当しない

【必要書類】

- ① 保育の必要性を証明する書類^{*1}
- ② 平成30年度(平成29年中)市民税・県民税(所得・課税)証明書の写し^{*2}
(区役所にて取得可)
- ③ 世帯全員の健康保険証の写し
- ④ その他必要に応じた書類^{*3}

※1 「保育の必要性を証明する書類 事由別一覧」をご参照ください。

※2 以下のことにご注意ください。

- 父母及び園児の扶養者のものが必要です（扶養・配偶者控除に入っている人と中学生以下は除く）。
- 平成30年度中に満3歳児として入園し、就援奨励助成金の対象となっている場合は、証明書の提出は不要です。
- 生活保護受給者の場合は、生活保護適用証明書を提出してください。
- 平成30年1月1日時点で、保護者の所在地（住民登録）が神戸市外の場合、所得証明書類の発行については以前の居住地市町村にお問い合わせください。

※3 「必要に応じた書類 ケース別一覧」をご参照ください。

7. 問い合わせ先

神戸市こども家庭局子育て支援部事業課給付係

TEL：078-322-6856

保育の必要性を証明する書類 事由別一覧

本事業において、保育の必要性を認める事由	
事由	状況
就労	保護者が就労している。 (1か月あたり64時間以上の就労)
妊娠・出産	母親が妊娠中あるいは出産前後である。
疾病・障がい	保護者が病気やけがであったり、心身に障害がある。
介護・看護	保護者が親族の介護・看護をしている。 (1か月あたり64時間以上の介護・看護)
災害復旧	保護者が震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている。
就学	保護者が就学している。 (1か月あたり64時間以上の就学)

保育の必要を証明する書類		
保育を必要とする事由(父母それぞれ)		必要書類・添付書類
就労	雇用主がある 〔会社員・公務員・パート〕 ・派遣社員等	勤務(内定)証明書★
	自営業の方(自営手伝いを含む)	就労状況申告書★、タイムスケジュール★
	内職の方	就労状況申告書兼証明書(内職用)★ タイムスケジュール★
妊娠・出産(産前産後各8週の期間内)		母子健康手帳の①交付日、②分娩(出産)予定日、 ③受診実績の記載されているページのコピー
保護者の 疾病・障がい	疾病の方	利用・継続に関する申立書★ 診断書又は医師の意見書(就労や育儿の困難な状況について証明)
	障がいの方	利用・継続に関する申立書★ 身体障害者手帳/療育手帳/精神障害者保健福祉手帳等のコピー
親族の介護・看護		介護・看護状況申告書★、タイムスケジュール★ (介護の場合)障害者手帳や介護保険被保険者証のコピー (施設通所付添の場合)在学・通所証明等利用状況が確認できるもの
災害復旧		利用・継続に関する申立書★、り災証明書
就学		在学証明書兼申告書★、タイムスケジュール★

※「★」マークの書類は、本市ホームページより様式をダウンロードしていただけます。

URL : http://www.city.kobe.lg.jp/child/grow/shinseido/index04_02.html

※原則、証明書類は発行日から3ヶ月以内のものが必要です。

※ひとり親世帯を除き父母のどちらについても必要です。



[様式ダウンロードページ]

必要に応じた書類 ケース別一覧

ケース	必要書類
海外所得者である場合	海外所得にかかる証明書（様式は幼稚園にあります） ※会社記入欄の証明については、会社独自の様式でも構いません。 ※日本語以外で表記されているものは、必ず和訳したもの添付してください。
母子・父子家庭である場合	以下の <u>いずれか</u> の書類 ① ひとり親家庭等医療費受給者証のコピー ② 児童扶養手当証のコピー ③ 母子（父子）の戸籍全部事項証明書のコピー
婚姻歴の無いひとり親家庭（市民税所得割が課税されている者に限る）である場合 ※1	上記「母子・父子家庭」の必要書類のほか、以下の <u>全て</u> の書類 ① 婦（夫）控除みなし適用に係る申立書（様式は幼稚園にあります） ② 母子（父子）の戸籍全部事項証明書のコピー（上記「母子・父子家庭」ケースの添付書類として提出している場合は不要）

※1 平成29年12月31日及び平成30年度において、次のⅰ～ⅲのいずれかに該当する人です。

- ⅰ) 婚姻歴がなく、また現在婚姻状態（事実婚含む）にない母であり、扶養親族又は生計を一にする子を有している人
- ⅱ) ⅰ) であり、かつ扶養親族である子を有し、合計所得金額が500万円以下の人
- ⅲ) 婚姻歴がなく、また現在婚姻状態（事実婚含む）にない父であり、生計を一にする子があり、合計所得金額500万円以下の人
- 「子」は、総所得金額等が38万円以下であり、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない場合に限ります。
- 現に事実上の婚姻と同様の事情にある方、税法上の寡婦(夫)控除を受けている方は対象外です。
- 生活保護受給者、非課税の方は対象外です。
- 要件により所得控除額を26万円又は30万円とみなして計算します。また、合計所得金額が125万円以下の方は、非課税と同様の扱いとなります。